

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人久世殿城福祉会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 役員が理事会及び評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

- ・理事会出席報酬(支給額)等は、初めの3時間を6,000円とし、以後1時間超過するごとに2,000円を加算する。
- ・評議員会に出席した場合は、第3条第2項に同じとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

- ・評議員会出席報酬(支給額)等は、初めの5時間を10,000円とし、以後1時間超過するごとに2,000円を加算する。
- ・役員が議事内容説明等のために同席した場合も、これに同じとする。

3 上記の支給額に源泉課税額を加えた総額を、報酬総額とする。

4 交通費等が発生する場合は、公共交通機関を使用した上での実費とする。

5 報酬は現金にて、出席の都度支払うこととする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、報酬を支払うことができる。ただし、理事長が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

- ・初めの3時間を(支給額)6,000円とし、以後1時間超過するごとに2,000円を加算する。
- ・上限を、日額(支給額)10,000円とする。

2 理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、報酬を支払うことができる。ただし、理事が職員と

兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

- ・初めの3時間を(支給額)6,000円とし、以後1時間超過するごとに2,000円を加算する。
 - ・上限を、日額(支給額)10,000円とする。
- 3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、報酬を支払うことができる。
- ・初めの3時間を(支給額)6,000円とし、以後1時間超過するごとに2,000円を加算する。
 - ・上限を、日額(支給額)10,000円とする。
- 4 上記の支給額に源泉課税額を加えた総額を、報酬総額とする。
- 5 交通費等が発生する場合は、公共交通機関を使用した上での実費とする。
- 6 報酬は現金にて、勤務の都度支払うこととする。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費(日額)	報酬(日額)	そ の 他
実 費	10,000円(上限)	10,000円	実 費

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 上記の報酬支給額(日額10,000円)に源泉課税額を加えた総額を、報酬総額とする。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日より適用する。